

税の申告 2月16日(木)～3月15日(水)

申告書には必ず住所、氏名、生年月日、扶養親族などを記入しておきましょう。

●当日必要なもの

- ①申告用紙 ②印鑑 ③源泉徴収票 ④国民健康保険税・国民年金の納入額のお知らせ、農業者年金保険料の領収書 ⑤生命保険料などの証明書 ⑥医療費・雑損控除を受ける人は医療費の領収書、または被害の証明書 ⑦小規模企業共済等掛金控除、損害保険料控除、配偶者特別控除などを受ける人は、その支払証明書 または確認できるもの ⑧身体障害者手帳など

15(水)	14(火)	13(月)	12(日)	11(土)	10(金)	9(木)	8(水)	7(火)	6(月)	5(日)	4(土)	3(金)	2(木)	3/1(水)	28(火)	27(月)	26(日)	25(土)	24(金)	23(木)	22(水)	21(火)	20(月)	19(日)	18(土)	17(金)	16(木)	2/9(木)														
															納税相談のスケジュール (午前9時30分～11時30分) (午後1時～4時)		市・県民税、農業所得		給与所得者等 確定申告説明会 受け付けは開始10分前まで。 筆記用具、計算機などを持参してください。																							
白根地区 市役所4階大会議室															白根地区 市役所4階大会議室		根岸地区 地域生活センター		大郷地区 地域生活センター		鷺巻地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター (戸石・上浦・古川・東古川・新生町を除く)		大郷地区 地域生活センター		鷺巻地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター (戸石・上浦・古川・東古川・新生町)		白根地区 市役所4階大会議室		根岸地区 地域生活センター		大郷地区 地域生活センター		鷺巻地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター (戸石・上浦・古川・東古川・新生町)		白根地区 市役所4階大会議室	

退職所得の特別減税

退職所得は、源泉徴収の段階で特別減税はされていません。適用を受けるためには、確定申告をする必要があります。相談する場合は、退職前の源泉徴収票と退職後の所得金額が計算できる書類などを持参してください。



サラリーマンのための申告相談 特別会場を設置

新潟税務署では、サラリーマンで、次のような確定申告をする人の特別相談会場を次のとおり開設します。

①医療費控除や住宅取得特別控除を受ける人 ②給与の年収が1,500万円を超える人 ③2カ所以上から給与のある人 ④不動産所得や配当所得が20万円を超える人

□期間 2月16日(木)～3月15日(水・土・日曜を除く) 午前9時～午後4時(受け付けは午後3時まで) □会場 新潟市八千代万代シティ第3駐車場内特設会場

※事業所得や譲渡所得のある人は税務署で相談ください。

所得税

昨年1年間の所得と税額を正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。確定申告をしなければならぬのに、期限までに申告をしないかたり、間違った申告をしたりすると、後で不足の税金だけではなく、加算税や延滞税も納めなければならぬようになります。

確定申告の必要な人

- 自営業などの人の場合
商業、工業、農業などの事業所得や、地代・家賃などの不動産所得、年金などの雑所得がある人で、平成6年中の所得の合計額が所得控除の合計額より多い人。
- サラリーマンの場合
サラリーマン(給与所得者)は、普通、勤務先で年末調整を行って、税金の精算をするので、確定申告をする必要はありません。しかし、昨年中の所得額が次に当てはまる人は申告をしなければなりません。

- ①給与の年間収入額が1,500万円を超える人 ②給与所得や退職所得以外の所得(家賃、農業収入、事業収入、株式配当金など)の合計が20万円を超える人 ③同族

確定申告をすれば 税金の戻る人

サラリーマンでも確定申告をすると所得税が戻ることがあります。

- 病气やけがで医療費をたくさん支払ったとき
病气やけがをして医療費をたくさん支払ったときは、支払った医療費から、10万円か所得の5%の金額の、どちらか少ない方の額を差し引いた金額が、医療費控除最高200万円)として所得から控除できます。この場合の医療費は保険などで補てんされた金額を除きます。医療費控除の対象となる医療費は、平成6年中に実際に支払ったものに限ります。
- 対象となる医療費 ①医師や歯科医師による診療・治療費 ②治療・療養のための医薬品の購入費 ③あんま・マッサージ・指圧師・はり師・柔道整復師などによる施術 ④通院、入院費用 ⑤松葉づえ・義歯などの購入費用 ⑥6カ

市・県民税

●申告の必要な人

今年の1月1日現在、白根市に住み、平成6年分の「所得税の確定申告をしない人」で、次のどれか一つに当てはまる人

- ①税務課から申告書が送られた人
- ②農業、商業、工業、サービス業などの所得があった人
- ③給与以外に地代、家賃、配当、譲渡などの所得があった人
- ④2カ所以上から給与(年金、恩給を含む)を受け取った人
- ⑤所得税の源泉徴収を受けなかった家事手伝い、内職者、日雇い者など
- ⑥市に給与支払報告書を提出していない事業所から給与を受けた人
- ⑦公的年金などの受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除を受けようとする人
- ⑧平成6年中に中途退職した人

●申告をしなくてもよい人

- ①所得税の確定申告をした人
- ②給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている、他の所得がない人

□新潟税務署(新潟市営所通・229・2151)
□市役所税務課市民税係(☎373・2111)④2411244